TAXI TODAY in Japan 2015

タクシーが つなぐ人の輪 地域の輪

HIRE & TAXI

一般社団法人
全国ハイヤー・タクシー連合会
Japan Federation of Hire-Taxi Associations

TAXI TODAY in Japan 2015

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律について

平成25年11月20日、「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律」が成立、平成26年１月27日に施行され、右図のとおり制度改正がされました。

改正タクシー適正化・活性化法に基づき指定される特定地域及び準特定地域は、供給輸送力の削減をしなければ、事業の健全な経営並びに輸送の安全及び利用者の利便を確保することにより地域公共交通としての機能を十分に発揮することが困難である又は困難となるおそれがある地域です。これらの地域では、地域の関係者が組織する協議会において作成される特定地域計画又は準特定地域計画に基づき、各タクシー事業者は供給過剰の是正を中心とする適正化及び事業の活性化に鋭意取り組んでいます。

改正タクシー業務適正化特別措置法は、平成27年10月１日から施行され、従来13地域で行われていたタクシー運転者登録制度が全国へ拡大され、輸送の安全と運転者の質の確保・向上が推進されることとなります。

トラック業界において実施されている適正化事業の制度が、改正道路運送法によりタクシー業界においても導入され、地方運輸局が指定する民間団体等による事業者への法令遵守に関する指導等を実施し、同法の目的である輸送の安全の確保等を図るための取組を一層推進することとされ、平成27年３月17日、一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会が全国で初の旅客自動車運送適正化事業実施機関の指定を受けました。

今後ともタクシー業界は、業界の適正化・活性化に一致団結して取り組み、利用者の皆様から信頼され、また働く者にも夢のある業界を目指して参ります。

CONTENTS

◉改正タクシー適正化・活性化法等について…… 1
◉事業者数と車両数 …… 3
◉タクシーの運賃・料金 …… 5
◉経営の現状…… 7
◉年間納税額…… 9
◉環境に優しいタクシー…… 10
◉お客様のニーズに応える地域公共交通機関 …… 11
◉観光タクシー …… 13
◉ケア輸送サービス …… 15
◉安全・安心輸送を支える人々 …… 17
◉労働環境の改善に向けて …… 19
◉交通安全対策…… 21
◉防犯対策…… 23
◉社会貢献…… 24
◉広報活動…… 25
◉都道府県協会一覧

■改正法による制度変更のポイント

タクシー適正化・活性化法

	旧	新
原則	■新規参入：許　可　制 ■増　　車：届　出　制 ■自動認可運賃 （下限割れには厳正な審査）	■新規参入：許　可　制 ■増　　車：届　出　制 ■自動認可運賃 （下限割れには厳正な審査）

特定地域（大臣指定）

■新規参入：許可制
■増　　車：認可制
■自動認可運賃
（下限割れには厳正な審査）
期間３年

独禁法適用　協議会
地域計画
事業者
特定事業計画　認定
（自主的な需要活性化策と併せて供給削減措置を実施）

※指定事由がなくなったと認めるときは指定期間に関わらず解除

特定地域（大臣指定・運審諮問）

■新規参入・増車：禁止
■強制力ある供給削減措置
■公定幅運賃
（下限割れには変更命令）
期間３年

独禁法適用除外　協議会
地域計画　認可
営業方法による削減の申出
事業者
事業者計画　認可
（自主的な需要活性化策と併せて供給削減措置を実施）
全ての合意事業者が事業者計画の認可を受けることが必須
合意事業者以外
国
営業方法による削減の勧告・命令

※指定事由がなくなったと認めるときは指定期間に関わらず解除

準特定地域（大臣指定）

■新規参入：許可制
■増　　車：認可制
■公定幅運賃
（下限割れには変更命令）
期間３年

独禁法適用　協議会
地域計画
新規参入・増車への意見
事業者
活性化事業計画　認定
（自主的な需要活性化策と併せて供給削減措置を実施）
意見聴取
事業者
国
新規参入の許可
増車の認可

※指定事由がなくなったと認めるときは指定期間に関わらず解除

タクシー業務適正化特別措置法

旧 全国	旧 指定地域（政令で指定）	旧 特定指定地域（政令で指定）	新 全国	新 指定地域（告示で指定）	新 特定指定地域（告示で指定）
―――	登録制〔講 習〕	登録制〔試 験〕	登録制〔講 習〕	登録制〔試 験〕	登録制〔試 験〕

道路運送法

旧	新
―――	■過労運転防止措置の義務付け 過労運転の防止に関する規定を省令から法律に引き上げ ■事業者に対する適正化事業の実施 貨物自動車運送事業法と同主旨の規定を整備

事業者数と車両数

規制緩和以降、長引く需要減少と相まって、タクシー事業は多くの地域で供給過剰が進行し、利用者サービスの低下、道路混雑等の交通問題、運転者の労働条件の悪化等の問題が発生しました。

この問題を解決するため、タクシー適正化・活性化法に基づき、法人タクシーはサービスの活性化、事業経営の効率化等を行うとともに、減・休車を進め、供給過剰状態の是正に努めています。

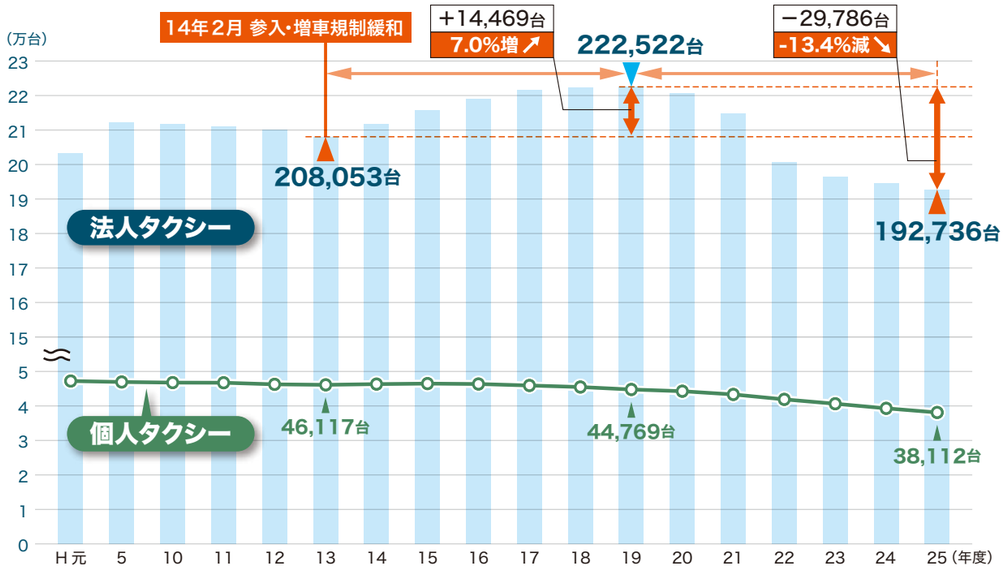

タクシー総車両数

242,862台

法人タクシー事業者数	6,456社
法人タクシー車両数	192,736台
福祉輸送限定事業者数	9,056社
福祉輸送限定車両数	12,014台
個人タクシー車両数	38,112台

(平成26年３月末現在　国土交通省調べ)

北海道	338 10,465 574 735 1,823	青森	122 2,750 217 263 113	岩手	135 2,250 60 75 84	宮城	204 4,214 133 159 676	秋田	93 1,380 48 59 69	山形	83 1,279 47 73 82
福島	153 2,394 190 239 67	茨城	241 2,904 238 268 0	栃木	107 1,873 155 203 61	群馬	67 1,672 173 194 5	埼玉	198 5,973 473 622 196	千葉	219 6,026 494 605 786
東京	448 30,924 846 1,192 14,987	神奈川	192 9,965 592 737 2,545	新潟	133 2,919 94 146 375	富山	56 1,003 49 79 86	石川	84 1,853 66 67 281	福井	56 916 73 114 130
長野	124 2,810 92 130 99	岐阜	60 2,102 52 78 129	静岡	125 4,910 122 220 266	愛知	155 8,496 316 534 840	三重	56 1,391 212 260 9	滋賀	29 1,293 82 118 41
京都	78 6,579 112 166 2,299	大阪	205 15,620 857 1012 3,409	兵庫	232 7,023 479 568 1,270	奈良	66 1,147 222 323 15	和歌山	74 1,571 95 149 71	鳥取	29 711 31 34 0
島根	107 1,245 57 100 0	岡山	166 3,199 153 239 221	広島	259 5,679 346 439 1,199	山口	132 2,436 64 79 100	福岡	295 10,036 189 295 2,274	佐賀	49 1,143 20 22 56
長崎	146 2,790 102 169 505	熊本	177 3,321 97 137 418	大分	83 2,189 70 124 165	宮崎	47 2,128 71 90 79	鹿児島	149 3,692 64 74 349	沖縄	143 3,460 140 167 1,326
愛媛	171 2,181 138 189 238	高知	134 1,196 72 110 173	香川	90 1,530 69 82 133	徳島	108 1,098 140 168 62				

(注) ①本年から法人タクシー事業者数及び法人車両数の参照資料を変更したため、昨年掲載分までの数値との連続性は無い。
②法人タクシー事業者数及び車両数は、一般タクシー（ハイヤー、患者等輸送限定車両を除く）のみ。
③法人タクシー事業者数は、複数の支局に営業区域を有する事業者を単一化して算出した値。
④福祉輸送限定事業とは、運送の引受けを営業所で行い、身体障害者、要介護者、要支援者、その他単独で公共交通機関を利用することが難しい利用者などに旅客を限定して営業するタクシー事業。
⑤タクシー総車両数は、各指標を単純に合計したものである。

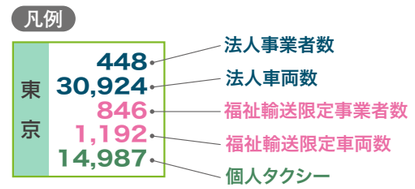

タクシーの運賃・料金

タクシーの運賃は、適正な原価に適正な利潤を加えたもので、利用者の間に不当に差別的な取扱いをするものでなく、また他の事業者との間に不当な競争を引き起こすおそれがないものと法令により定められています。

各事業者は、車種別に設定された距離制及び時間制の自動認可運賃※の中から申請を行い、国土交通大臣から認可を受けた運賃（タクシー適正化・活性化法により指定された特定地域・準特定地域では公定幅運賃の中から届け出た運賃）により営業を行っており、相手によって運賃を値引きしたり受け取らない行為は禁止されています。

運賃

□距離制運賃（時間距離併用）

初乗り運賃＋初乗り距離を超えて走行した場合、距離に応じた加算運賃

例 東京都（特別区・武三地区）

普通車の上限運賃　初乗 2㎞　730円
加算280m　90円
（※ 時間距離併用　1 分45秒 90円）

［※…10㎞ /h に満たない限界速度で走行した場合、当該時間を距離に換算］

□時間制運賃

営業所で事前特約による実拘束時間に応じた運賃

例 東京都（特別区・武三地区）

普通車の上限運賃　初乗 1 時間　4,650円
加算30分　2,110円

□定額運賃

特定の運送区間について定額による運賃

- 施設間又は施設との一定のエリア間
- 大規模イベント開催期間中の駅と会場の区間
- 観光ルート別

□割引運賃

➡**公共的割引**

身体障害者、知的障害者、精神障害者、被爆者等

➡**遠距離割引**

一定のメーター表示額に相当する距離を超える場合の割引

例 7,000 円超え 1 割引

➡**営業的割引**

クーポン券割引、利用回数や利用金額による割引

□割増運賃

深夜早朝、冬期、寝台など

運賃ブロック

98ブロック

（平成27年 3 月末現在）

※上限から下限まで10円刻みの初乗り運賃を定めた一定枠の自動認可運賃は、需要構造や原価水準を考慮して定められた98の運賃適用地域（運賃ブロック）ごとに設定されています。この上限額より高い運賃を申請する場合は、運賃ブロックごとに申請者の法人タクシー車両総数が当該地域の７割以上とする等の条件を満たした運賃改定手続きが必要です。

運賃の基本は、計量法が適用されるメーターを使用した距離制運賃ですが、利用条件や地域により異なる運賃・料金もあります。

料金

□迎車回送料金

お客様の要請により乗車地点までタクシーを回送する場合に適用

□待ち料金

お客様の都合によりタクシーを待機させた場合に適用

□サービス指定予約料金

１車両１回ごとの定額。下記のいずれにも該当する場合は、いずれかのうち高額の料金のみ収受

➡**時間指定配車料金**

お客様の指定した時間にタクシーを配車する場合に適用

➡**車両指定配車料金**

ワゴン車等の配車依頼に応じて配車する場合に適用

※介護料金等の運送に直接伴わない料金は、認可や届出が不要とされています。

経営の現状

自家用車の普及、鉄道・バスなどの都市交通の整備、人口減少などの要因により、需要は減少傾向にあります。

交通機関別輸送人員

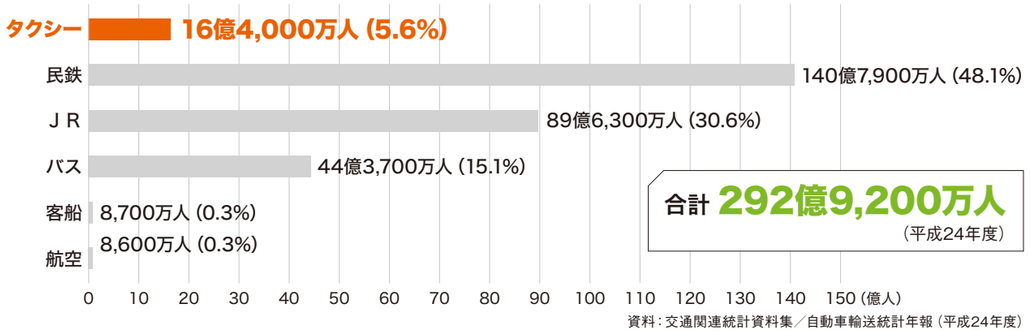

資料：交通関連統計資料集／自動車輸送統計年報（平成24年度）

タクシー輸送人員と営業収入

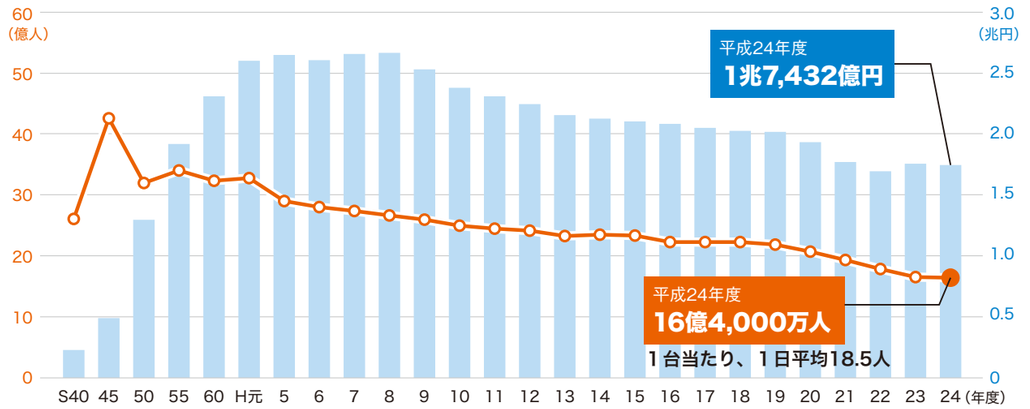

（注）輸送人員については、東日本大震災の影響により北海道運輸局及び東北運輸局管内の平成23年3月、4月の数値は含まない。

資料：ハイヤー・タクシー年鑑2015／自動車輸送統計年報（平成24年度）

事業規模

法人タクシー事業者のほとんどが**中小零細企業**です。

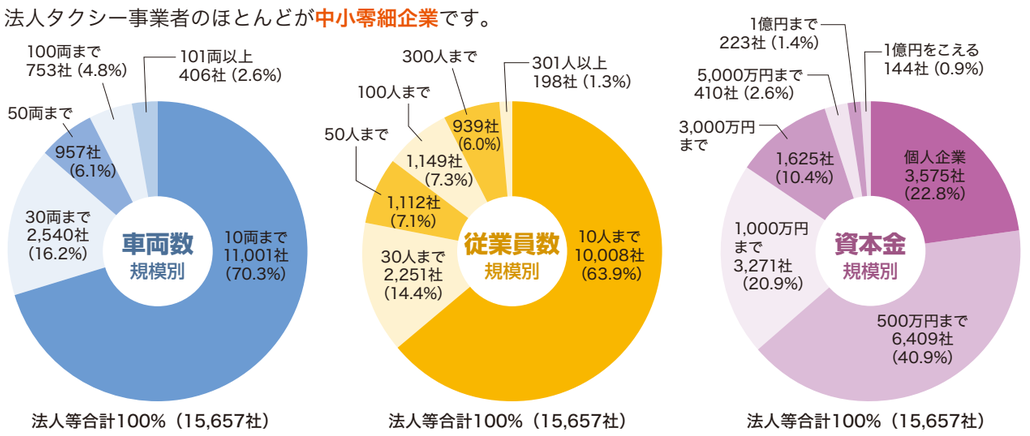

（注）国土交通省調べ、平成25年度実績による。福祉輸送限定事業を含む。

タクシー事業は典型的な労働集約産業です。運転者等の人件費と石油情勢の影響を受けやすい燃料費で原価の約８割を占めます。世界的な景気後退に伴う昨今の資金難や需要の減少は、経営に深刻な影響をもたらしています。

原価構成

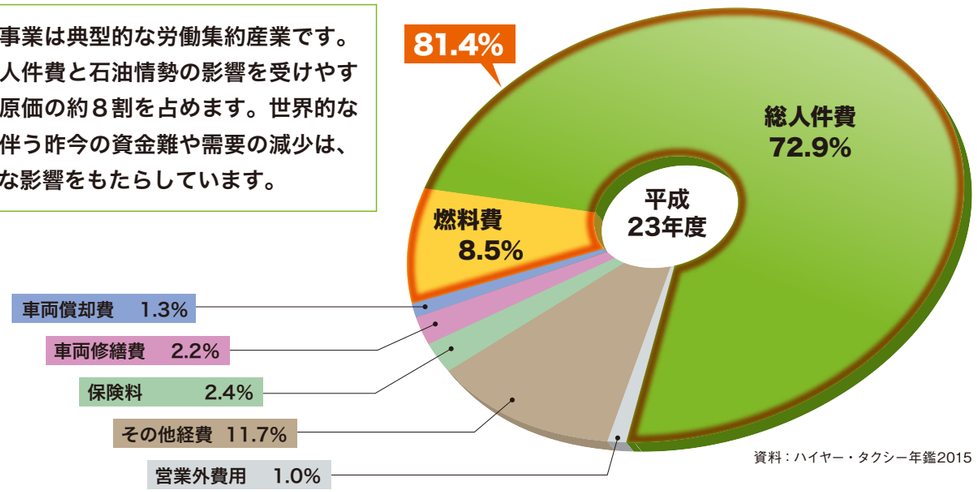

資料：ハイヤー・タクシー年鑑2015

各地の日車営業収入の推移

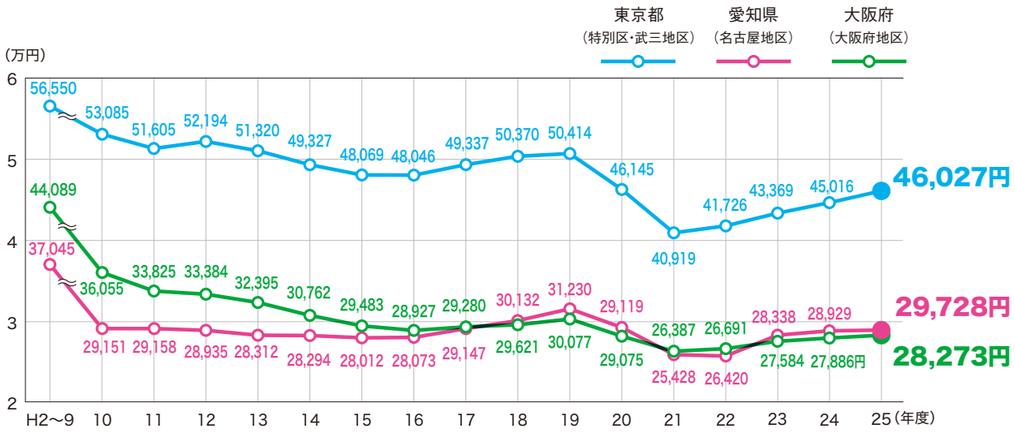

（日車営業収入：1日1車当たりの平均営業収入）

国土交通省調べ

各地の実車率の推移

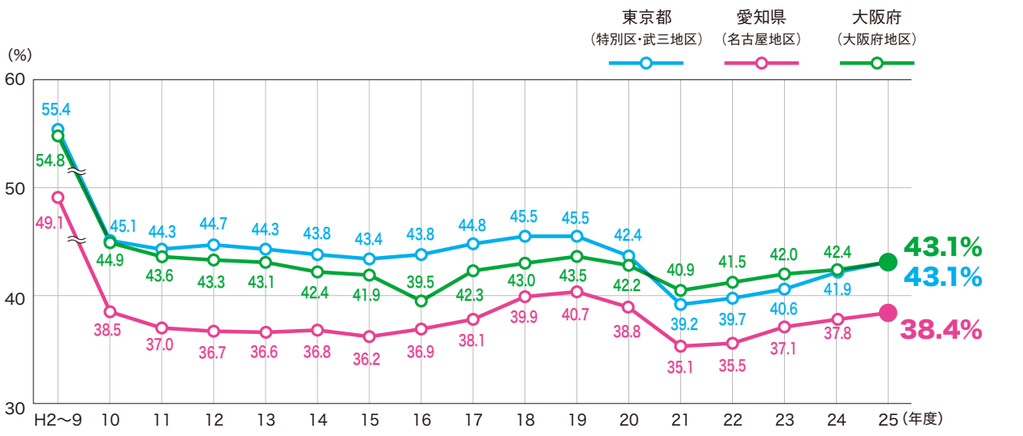

（実車率：総走行距離に占める営業収入の対象となる走行距離の比率）

国土交通省調べ

年間納税額

タクシー１台当たりの年間納税額

タクシーLPG使用車両の場合の負担税額

（普通車）**440,848円**　平成26年３月31日現在　東タク協調べ

	項　目		税　額	算出の基礎
国税	石油ガス税		158,094円	税　　額=1ℓ 9円80銭 年間走行=89,208km（1日247.8km） 保持キロ=1ℓ 5.53km
	石油石炭税		12,105円	税　　額=1t 1,340円 年間使用量=16,132ℓ
	消費税	車両 普通車	25,620円	車両価格2,562,000円の5/100 =128,100円÷5年
		燃料油脂費	55,973円	24年度 実働1日1車当たり運送収入45,103円の6.8/100 =3,067円×365日×5/100
		車両修繕費	11,516円	24年度 実働1日1車当たり運送収入45,103円の1.4/100 =631円×365日×5/100
		営業外費	6,588円	24年度 実働1日1車当たり運送収入45,103円の0.8/100 =361円×365日×5/100
		その他経費	138,280円	24年度 実働1日1車当たり運送収入45,103円の16.8/100 =7,577円×365日×5/100
	自動車重量税		7,800円	0.5t当たり2,600円
	＋			
地方税	自動車取得税	普通車	15,372円	車両価格2,562,000円の3/100 =76,860円÷5年
	自動車税		9,500円	（営業用）1500ccを超えるもの

環境に優しいタクシー

温室効果ガス排出量の軽減に努力します

ハイヤー・タクシー業界の低炭素社会実行計画（自主的行動計画）

全タク連　平成25年12月11日

目標　2020年度目標値（総量目標）
2010年度比20%のCO_2を削減する。

具体的な計画

①タクシー車両の環境対応車への切り替え
- 2020年度までにタクシー車両の30%をHV車及びEV車等への代替えを進めるとともに、LPガスを燃料とするHV車の早期販売を自動車メーカーへ働きかける。

②タクシー車両数の適正化
- 2013年11月に改正された「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」に基づき、供給過剰を解消するため減・休車の実施を推進する。

③タクシーの利用促進
- ユニバーサルドライバー研修を推進し、質の高い乗務員の養成を図る。
- タクシー乗り場の整備やスマートフォン等の先進技術の導入を促進することにより、利用者利便の向上を図り利用促進を図る。
- 乗合タクシーの充実を図り、自家用車使用の抑制に繋げる。

④観光タクシーの充実及びPR

⑤運行の効率化

⑥エコドライブ等の実施 など

電気自動車(EVタクシー)

プラグインハイブリッドタクシー

全国で低燃費車両の導入が進んでいます

■ハイブリッド車、プラグインハイブリッド車、電気自動車タクシー等の合計台数

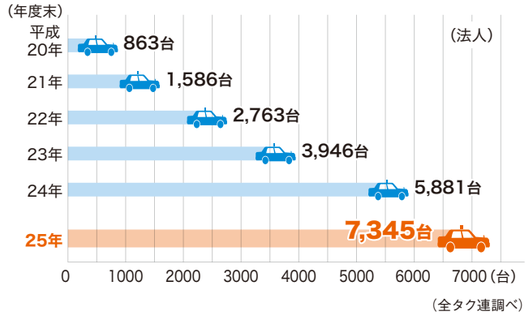

■運輸部門の運輸機関別二酸化炭素排出量　日本の排出量1,276百万トン

（出典：国土交通省HPのデータをもとに作成）

タクシーは環境に優しいLPG車を使っています

- LPGは原油や天然ガスの随伴ガスとして産出・回収されるもので、天然ガス同様、NoxやPM排出の少ない燃料です。
- 81%がLPG車です。（平成26年3月末）

グリーン経営（環境負荷の少ない事業運営）を推進しています

- グリーン経営認証は、交通エコモ財団が認証機関となり、グリーン経営推進マニュアルに基づいて一定のレベル以上の取組を行っている事業者に対して、審査の上認証・登録を行うものです。グリーン経営は、中小規模の事業者でも環境改善に向けた取組の目標設定とその評価が容易になり、自主的で継続的な環境保全活動を行うことができます。
（平成２７年１月現在で470事業所が認証を取得）

グリーン経営認証 エコモ財団

お客様のニーズに応える地域公共交通機関

365日、早朝から深夜まで個別輸送、面的輸送に対応できるタクシーは、地域のニーズに応じた機動的なサービスを利用者の皆様に提供しています。

乗合タクシー

バスの便がない地域などにお住まいの方々やグループでの観光旅行などに、一人あたりの定額運賃で、定員まで相乗りできます。路線方式（定期、不定期）と区域運行方式（前日までの予約に対応して自宅等までタクシーが迎えに来るオンデマンド）があり、全国で3,850コース11,410台（平成26年３月末現在）が運行しています。

路線バスのない地域や時間帯に対応した**過疎型**	**3,014**コース
マイカーが利用できない移動困難な高齢者などの通院等お出かけ支援に対応する**福祉型**	**44**コース
地域の観光スポットを効率よく周遊する**観光型**	**218**コース
空港と周辺市町村を結ぶ**空港型**	**333**コース

福祉タクシー、ユニバーサルデザインタクシー

車椅子や寝台が必要な方々の通院等の外出に、リフト、スロープ、寝台を備え付けた福祉車両をご利用いただけます。また、健常者はもちろん、高齢者、障がい者、車椅子使用者、妊娠中の女性、ベビーカー使用者なども含め、みんなが使いやすいユニバーサルデザインタクシーの普及も進んでいます。

スマートフォンによる配車

スマートフォンのアプリによる配車サービスが広がっています。

スマートフォンのＧＰＳ機能により、乗車位置を把握し、効率的にお客様をお迎えに上がります。

東京においては、タクシー協会が運営するアプリも登場しています。

専用乗り場の設置

優良タクシー乗り場、ＥＶ・ＨＶタクシー優先乗り場、近距離乗り場等、お客様のニーズに対応した専用乗り場の設置に努めています。

妊婦応援タクシー

事前登録をした妊婦のお客様に対し、陣痛等が始まった場合に専門の研修を受けた乗務員がかかりつけの病院までお送りします。

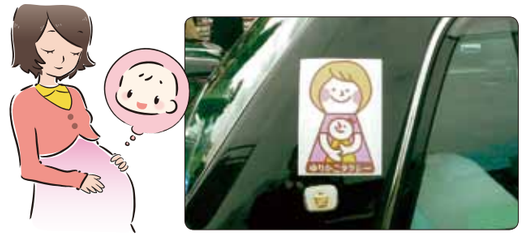

育児支援タクシー

保護者の負担を軽減するため、専門の研修を受けたドライバーがチャイルドシートやジュニアシート等を備えて対応します。お子様だけでの乗車もできます。

定額タクシー

空港などの施設への送迎や観光ルート別に、あらかじめ設定した定額の運賃でお客様をお送りします。

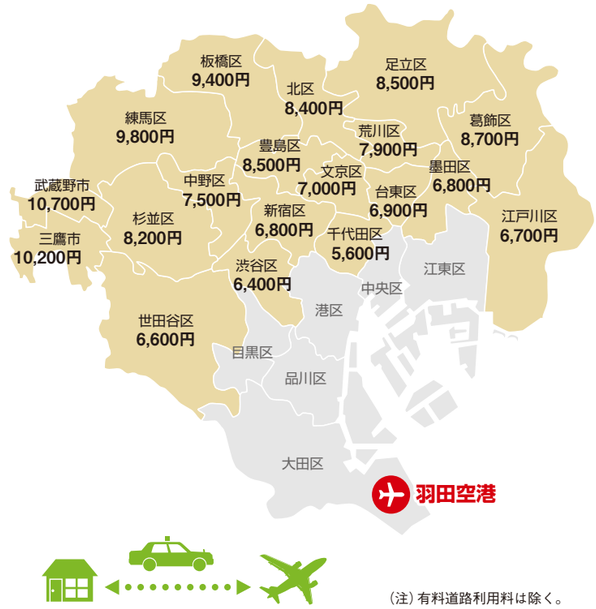

（注）有料道路利用料は除く。

タクシー代行

全国で年間約83万回の輸送を行い、飲酒運転の防止に役立っています。安心してご利用いただけるよう、対人対物等の任意保険に加入しています。

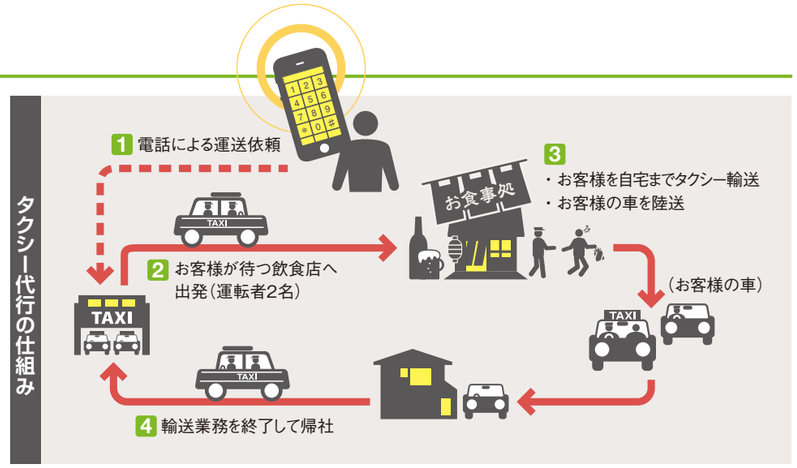

介護タクシー

介護保険の要介護者の方々に対し、指定居宅サービス事業者のタクシーでは、介護資格を保有する運転者や同乗するヘルパーが乗降介助や身体介護サービスを提供します。

救援・救急タクシー

高齢者や体の不自由な方々に対し、携帯電話等を活用した緊急通報制度により、緊急事態の場合には、近くを走行するタクシーがご自宅に急行します。

便利タクシー

時間の余裕がない方や外出が困難な方に、病院の予約や買い物代行、書類の受け渡しなど必要なときに必要なサービスを提供します。

観光タクシー

名勝地や歴史、名物などの
知識豊富な運転者が
おもてなしの心でご案内します。

観光ガイドタクシー認定制度

各地でタクシー協会と自治体、観光関係団体等が一体となり、観光ガイドに相応しい運転者を養成・認定する制度が広がっています。認定を受けた運転者が、観光で訪れたお客様に地域の観光スポットや特産物等をご案内しています。

研修風景（東京）

夢大地北海道ガイドタクシー

観光コースの設定

各事業者やタクシー協会により主要な観光スポット等を巡る多彩なコースをご用意しています。事前予約により、時間制運賃やルート別の定額運賃でご利用いただけます。

札幌市内Aルート

市内中心部 → さっぽろテレビ塔 → 札幌時計台 → 道庁旧本庁舎 → 大通公園（西4丁目ー11丁目） → 宮の森ジャンプ競技場 → 旭山記念公園 → 市内中心部

うどんやラーメン、スイーツをはじめ、地域の有名店などのグルメスポットを巡るタクシーも運行しています。

うどんタクシー(香川)

らーめんタクシー(福岡)

外国からのお客様にも

国際便の乗り入れが始まった羽田空港をはじめ、指差し外国語シートを備え付けたタクシーが全国で外国人のお客様に対応しています。タクシーを利用する際に必要な情報を記載した指差し外国語シートを使い、指差すだけでスムーズなやりとりができます。

また、一部の地域では、一定の多言語対応が可能なタクシーコンシェルジュを駅や空港のタクシー乗り場に配置したり、外国人接遇研修修了者が乗務するタクシーを選ぶことのできる乗り場の運営が行われています。

タクシーコンシェルジュ

福岡空港

博多駅

Hospitality Taxi

「外国人旅客に対応するための英語接遇研修」修了者が乗務するタクシー。

羽田空港 国際線 優良タクシー乗り場

観光型乗合タクシー

観光地の見所を効率よく廻りたいときに、便利で割安な観光型乗合タクシーも運行しています。

ケア輸送サービス

高齢者、障がい者等手助けが必要な方々のための
タクシーの外出支援サービスを**ケア輸送サービス**と呼んでいます。

国のバリアフリー
基本方針❶

【目標】福祉タクシー 約28,000台
（ユニバーサルデザインタクシーを含む）

安定した乗り心地のセダン型の一般タクシーに加え、全国で約14,000台の**福祉タクシー**が利用できるほか、最近では**ユニバーサルデザインタクシー**の導入も進んでいます。

福祉タクシー

乗り降りが容易な回転シート付きのセダン型車両、車椅子のまま乗降できるリフトやスロープ付きワンボックス型車両、寝たきりの方が介助者と一緒に乗車できる寝台付き車両。

ユニバーサルデザインタクシー

健常者はもちろんのこと、高齢者や妊産婦、子供連れ、車椅子の方など利用者にとって乗降の配慮がなされている車両で流し営業も行う通常のタクシー。

ユニバーサルデザインタクシーの
表示マークデザイン
（UDレベル1）

バリアフリー対応乗合タクシーの
表示マークデザイン

国のバリアフリー
基本方針❷

職員等関係者に対する適切な教育訓練

職員や運転者に対する教育は、社内だけでなく無線協同組合、各県タクシー協会などが継続的に行っています。平成23年からは、統一的なカリキュラムによる**ユニバーサルドライバー研修**を各地で行っています。

ユニバーサルドライバー研修

ユニバーサルデザインタクシーの実車化などに対応して新設された集合研修（7 時間）。高齢者や障がい者などの多様なニーズや特性の理解、お客様との円滑なコミュニケーションの確保など、適正な対応ができるように一般タクシー乗務員の接遇向上を目指しています。

なお、東京都特別区武三地区では、平成26年度より（公財）東京タクシーセンターにおいて、全ての新任運転者が本研修を受講しています。

研修修了者は
全国で約14,000人
（平成27年３月31日）

共同配車センター

前日までの予約で、介助が必要な高齢者、障がい者の「お出かけしたい」をお手伝いします。

福祉タクシーを活用した共同配車センターが**東京、大阪、岐阜東濃地区、京都**で運営されています。

兵庫県では、共同配車センター設立をめざしつつ、平成22年11月、ナビダイヤルによる配車システムを開始。

安全・安心輸送を支える人々

タクシーの安全輸送は、様々な人々の力によって支えられています。

従業員構成

資料：平成25年３月末現在 国土交通省調べ

運転者
344,631人

役員 技工
事務 その他
41,367人

運転者（男性）の平均年齢と勤続年数

平均年齢 58.7歳　勤続年数 9.2年

資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（平成26年）

運転者数の推移

（タクシー運転者は二種免許が必要です。）

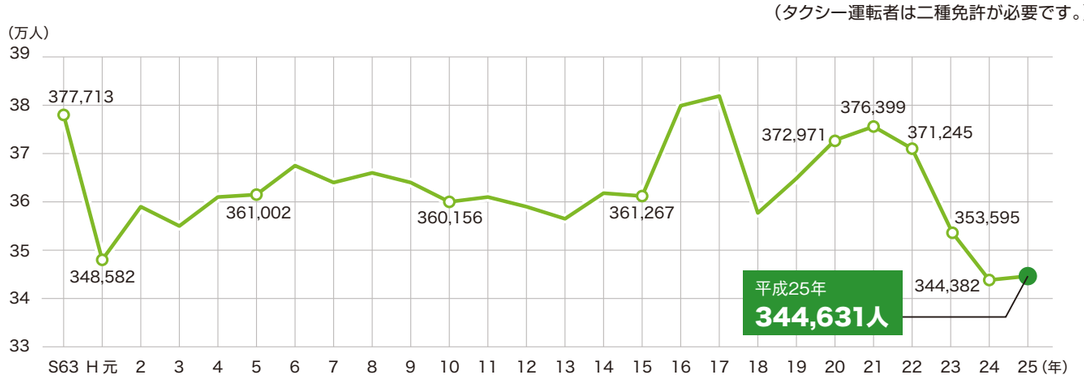

資料：各年３月末現在国土交通省調べ

女性乗務員

全国各地で多くの女性乗務員が活躍し、ソフトな対応が好評を得ています。業界では、女性乗務員の受け入れをさらに図るため、女性が働きやすい職場づくりを目指し、勤務体制の整備や制服の工夫、施設の改善などに力を入れています。

なでしこタクシー（女性ドライバー指定・東京）

ピンクタクシー(岡山)

女性乗務員数の推移

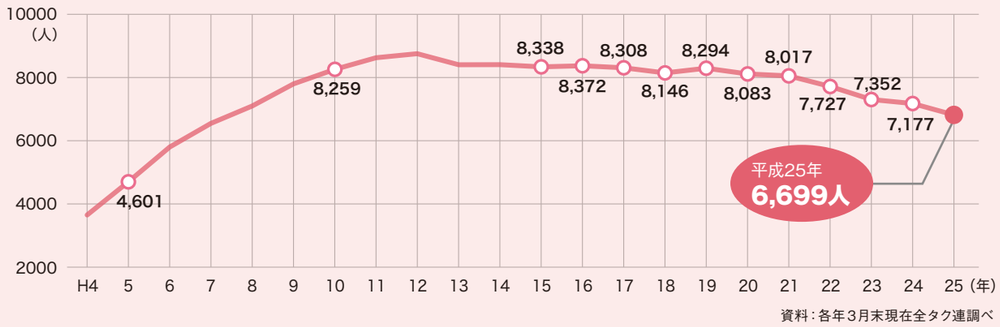

資料：各年３月末現在全タク連調べ

新卒運転者採用について

東京地区では、観光タクシー、介護・女性向けタクシーなどの多様化するニーズに柔軟に対応できる運転者の確保と、業界のイメージアップを目指して、新卒者採用を業界全体として積極的に進めており、2013年度には合計で68人、2014年度には合計で172人の採用をみました。

運転者登録制度

昭和45年、政府は、「タクシー業務適正化臨時措置法（現「タクシー業務適正化特別措置法」）」を制定し、東京（23区と武蔵野、三鷹の両市）と大阪（大阪市及び大阪市の周辺地域）のタクシー運転者は、運輸大臣（現国土交通大臣）が指定した登録機関に登録しなければならないこととしました。

政府は、運転者の登録制度を創設するとともに登録の拒否や取消要件を定め、タクシー事業の適正化を図ることとしたものです。

この結果、平成20年６月13日より、東京、大阪の他、札幌、仙台、さいたま、千葉、横浜、名古屋、京都、神戸、広島、北九州及び福岡の各地域で運転者登録制度が導入され、本年10月１日より、同制度が全国に拡大されます。

運転者証

労働環境の改善に向けて

公共交通機関の一翼を担うタクシーは、労働集約産業であり、乗務員の理解と旺盛な労働意欲を引き出すことなくしてタクシー事業の発展はあり得ません。このため、厳しい経済状況・経営環境の中で、そこで働く方々の労働時間・賃金・福利厚生などの労働環境の改善に取り組んでいます。働きやすい職場環境は、タクシー利用者の方々に対するサービスの向上にも寄与するものと考えています。

自動車運転者の労働時間等の改善基準

運転者の労働時間等の労働条件の改善を図るため、厚生労働大臣告示により拘束時間の限度や休日労働の回数が定められています。

	日勤の勤務	隔日の勤務
拘束時間	1日　13時間以内 1カ月　299時間以内　（特例あり）	1勤務　21時間 1カ月　262時間 ［地域的事情等により延長あり］（特例あり）
最大拘束時間	1日　16時間以内　（特例あり）	1勤務　21時間　（特例あり）
休息期間	継続８時間以上	継続20時間以上
時間外労働	1日、1勤務、1カ月の総拘束時間の範囲内	
休日出勤	1カ月における総拘束時間の範囲内で2週に1回	

（改正：平成９年1月30日、厚生労働省告示第４号）

月間労働時間の推移

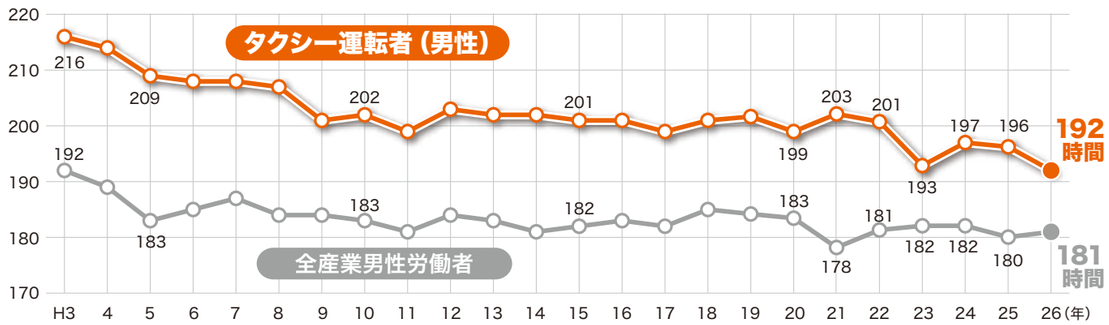

資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査（各年６月調査）」（対象規模10人以上）

自動車運転者（男性）の賃金、労働時間の状況（平成26年）

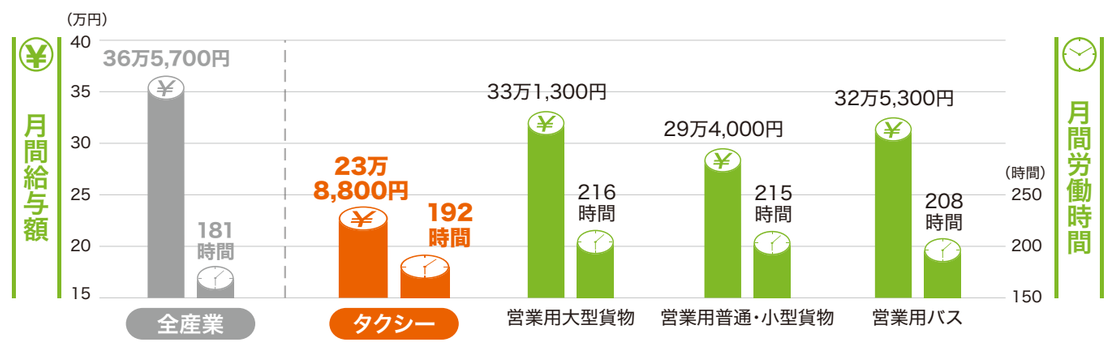

資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査（６月調査）」（対象規模10人以上）

年間賃金水準

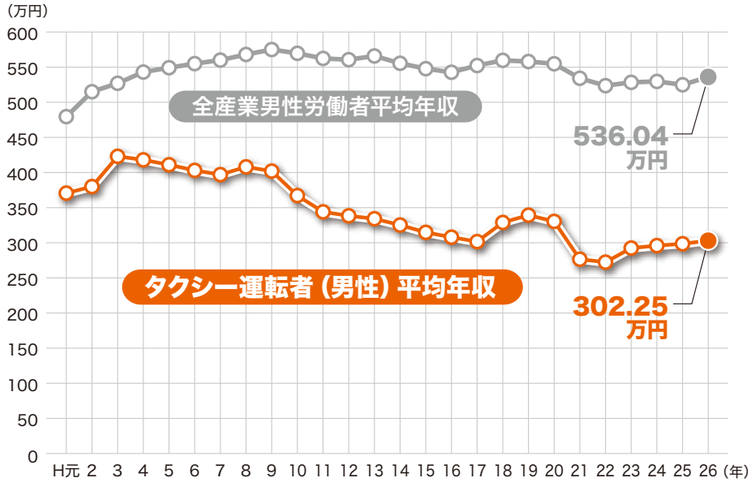

	全産業	タクシー
平成元年	479.53万円	370.63万円
5年	549.16	411.03
10年	569.68	367.16
15年	547.81	314.82
20年	550.39	326.32
21年	529.82	280.75
22年	523.02	278.25
23年	526.76	291.19
24年	529.68	296.12
25年	524.10	298.02
26年	536.04	302.25

資料：厚生労働省
「賃金構造基本統計調査（各年６月調査）」より推計

安全輸送の確保、利用者の利便向上と良質なタクシーサービスをお届けするために

法人事業者のサービス等に関する評価

（公財）東京タクシーセンターでは、タクシー評価委員会を設け、東京特定指定地域（東京23区、武蔵野市及び三鷹市）の法人タクシー事業者を法令遵守面、旅客接遇面、安全管理面の３つの側面を審査し、その合計点数からＡ、Ｂ、Ｃの３段階に分類し、Ａ評価以上の事業者を「優良事業者」として公表。平成25年４月１日から平成26年３月31日までの期間において、267社が優良事業者として選ばれています。

優良表示

「タクシー運転者のクオリティアップと高齢者対策」認定制度

大阪府タクシー準特定地域合同協議会では、「タクシー運転者の質の向上」「タクシー運転者の健康管理充実・強化」の認定制度を実施。認定された事業者は公表され、認定を受けた事業者の車両には専用のステッカー（愛称：ニンタク）が貼付されています。平成26年12月29日現在　48社。

ニンタク

交通安全対策

タクシーが第１当事者となる交通事故は減少しているものの、全事故発生件数に比べ減少傾向は緩やかな状況にあり、業界の最重要課題として様々な交通安全対策を推進しています。

交通事故発生状況（指数）

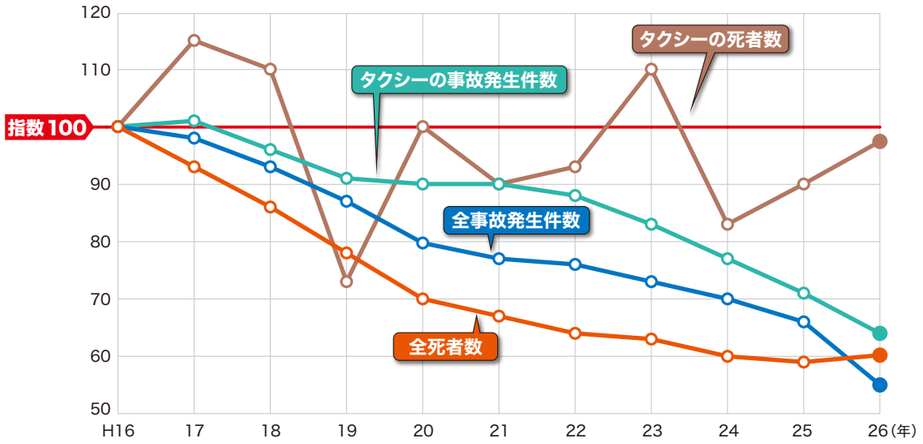

（注）
①左のグラフは交通事故の発生状況を、平成16年を100として指数で表したものです。
②タクシー欄は、法人タクシーのみの数値です。（個人タクシーを除く）
③タクシーの事故件数は、物損事故を除き、法人タクシーが第１当事者となったもの。
④タクシーの死者数は、死亡事故件数を計上しています。
⑤警察庁調べ。

		平成16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年
総数	全事故件数	952,709	934,339	887,257	832,691	766,382	737,628	725,903	692,056	665,138	629,021	573,842
総数	全死者数	7,425	6,927	6,403	5,782	5,197	4,968	4,922	4,663	4,411	4,373	4,113
タクシー	事故件数	23,126	23,330	22,227	21,078	20,760	20,851	20,248	19,182	17,749	16,323	14,792
タクシー	死者数	40	46	44	29	40	36	37	44	33	36	39

運輸安全マネジメント

事業者の安全確保義務を明確にした、「運輸安全マネジメント」（平成18年10月開始）により、経営トップから現場の運転者に至るまで輸送の安全が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めています。

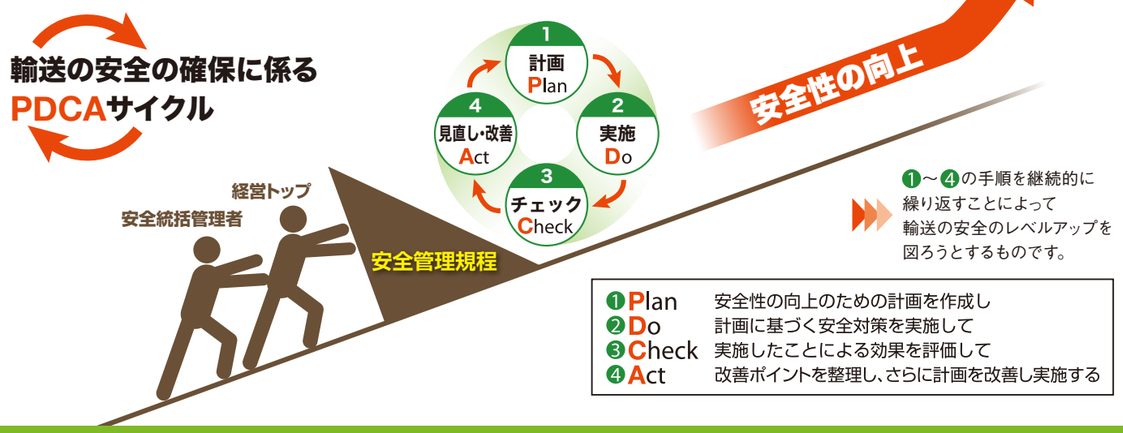

❶～❹の手順を継続的に繰り返すことによって輸送の安全のレベルアップを図ろうとするものです。

❶Plan	安全性の向上のための計画を作成し
❷Do	計画に基づく安全対策を実施して
❸Check	実施したことによる効果を評価して
❹Act	改善ポイントを整理し、さらに計画を改善し実施する

ハイ・タク事業における総合安全プラン2009

国の方針を踏まえ平成21年９月に策定

○平成30年までに法人タクシーが第１当事者となる
　死亡事故件数を　20件以下に
　全事故件数を　10,000件以下に
○飲酒運転ゼロ
○覚せい剤・危険ドラッグ等薬物使用運転ゼロ

平成26年９月　ハイ・タク事業における総合安全プラン2009の中間見直しを実施

平成26年10月から平成30年までの間を「交通事故抑止重点対策期間」と位置付け
○「出会い頭事故の防止対策」
○「路上寝込み者等の轢過事故の防止対策」を重点的に推進

重点対策促進ポスター

教育指導

運転者に対して乗務開始前及び乗務終了後点呼を実施して、日常的に輸送の安全、健康管理を含む指導を行うとともに、国の指針に則り必要に応じた指導監督や（独）自動車事故対策機構の適性診断を受診させています。

点呼風景

運行管理者の選任

タクシーを５両以上運行している営業所には、有資格者の中から運行管理者を選任しなければなりません。また、タクシー車両が40台を超える場合は、40台ごとに１名の運行管理者を選任しなければなりません。

シートベルト着用促進ステッカー（車内）

優良乗務員表彰

全タク連では、優良乗務員表彰規定により昭和41年から15年以上勤務、10年以上無事故・無違反の優良乗務員等を表彰し、士気の高揚を図っています。
また、平成20年より、人命救助や捜査協力等の善行に対しても表彰しています。

平成26年

優良乗務員表彰　62人（累計4,273人）
優良乗務員証　62人（累計4,205人）

ドライブレコーダー

搭載台数　約11.4万台（平成26年3月末現在）
（搭載割合は約61.1％　全タク連傘下会員事業者）

フロントガラスにカメラを装着し、運転中に記録された前方の交通状況等の映像を解析し、運転者の安全教育等に活用し効果を上げています。（交通事故の瞬間等衝撃があった場合に、事故等の前後15秒から30秒の間の映像等を記録保存できます）

防犯対策

タクシー事業者は、運転者に防犯マニュアルを携行させる他、設備面では、防犯仕切板、防犯カメラ及び緊急通報システム等を設置して防犯対策を進めています。
更に、警察の協力の下で、防犯責任者や職員を対象に防犯訓練等の指導を進めています。

設置状況

	設置あり	設置なし
防犯仕切板	130,818両 **75.0%**	43,502両 **25.0%**
防犯カメラ	92,889両 **53.3%**	81,431両 **46.7%**

全国ハイヤー・タクシー防犯協力団体連合会　調査年月日：平成26年３月末現在

車内防犯カメラ

タクシー強盗の発生・検挙件数

タクシーを対象とした強盗事件は首都圏を中心に発生しています。

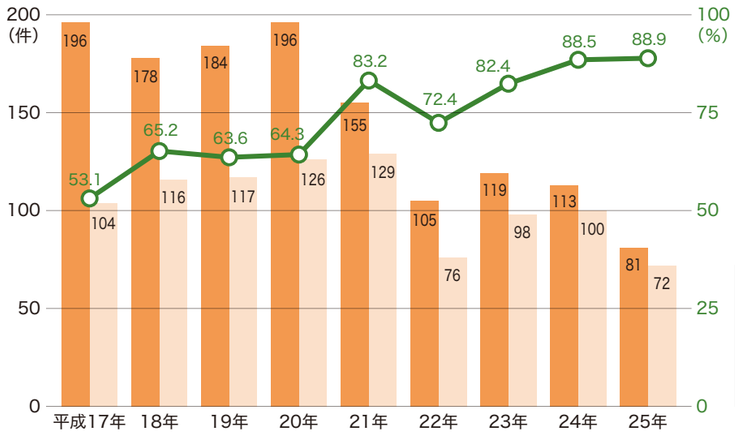

（警察庁調べ）

営業所における警察官の防犯指導

タクシーの防犯基準（概要）

タクシー強盗に対応する防犯基準を策定。

項目	基準の概要
防犯責任者	・営業所等で防犯責任者を指定
	・乗務員に防犯必携（防犯マニュアル）の周知、防犯指導、防犯訓練等
乗務員	・車両の安全点検時に防犯設備も併せて点検
	・乗客に対する声かけの励行、必要最少限度の現金の所持
	・車外防犯灯の活用、身の危険を感じたときの対応要領等
防犯設備	・車外防犯灯、防犯仕切板、車内防犯カメラ等防犯設備の設置等
その他	・事業者の防犯必携（防犯マニュアル）の作成
	・車外防犯灯に関する広報等

タクシー強盗を想定した防犯訓練

社会貢献

私たちは、地域の皆様の生活をサポートするため、便利タクシー、福祉タクシー、介護タクシー、救急・救援タクシー、妊産婦送迎タクシー、育児支援タクシー、デマンド交通型乗合タクシー等を運行していますが、他にも次のような活動に取り組んでいます。

地域の安全を確保するために

タクシーは、365日24時間、あらゆる場所を走行しています。私たちは、この特性を生かし、警察や地方自治体と協力して、助けを求める子供や徘徊老人の保護に努めるほか、不審者や災害発生現場の状況等に関する情報を関係機関に通報しています。

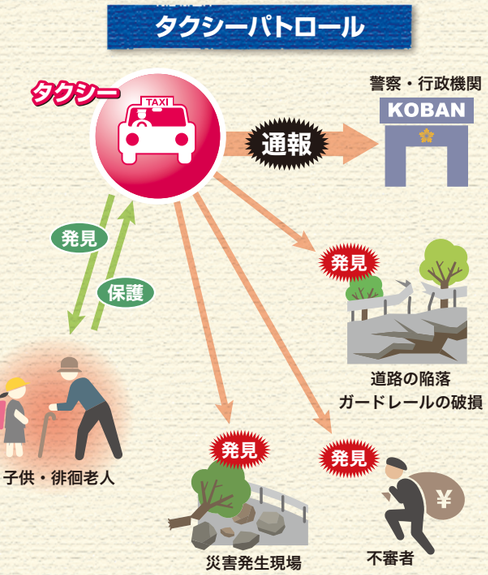

子ども110番通報協力タクシー

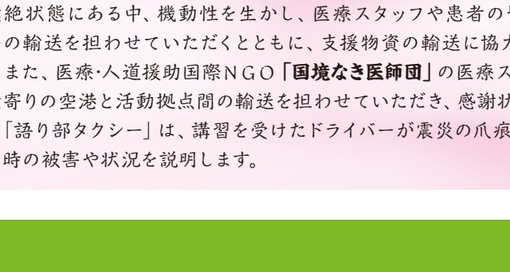

防災リポートタクシー

大地震などの非常災害が発生したときに、特別な研修を受けた運転者が、関係機関やマスメディアに緊急電話で、災害現場の状況や道路状況を的確・迅速に情報提供し、地域防災に貢献しています。

「火災予防」通報協力タクシー

火災予防に関する情報を110番、119番に通報することにより火災の防止に役立っています。

東日本大震災の発生に際し

東日本大震災の発生に際し、私たちは、道路が寸断し他の公共交通機関が途絶状態にある中、機動性を生かし、医療スタッフや患者の皆様、地方自治体職員等の輸送を担わせていただくとともに、支援物資の輸送に協力させていただきました。
また、医療･人道援助国際ＮＧＯ**「国境なき医師団」**の医療スタッフにつきましても、最寄りの空港と活動拠点間の輸送を担わせていただき、感謝状をいただきました。
「語り部タクシー」は、講習を受けたドライバーが震災の爪痕が残る場所へご案内し、当時の被害や状況を説明します。

語り部タクシー

広報活動

タクシーが我が国に誕生したのは、大正元年（1912年）8月5日(注)です。現在の東京・有楽町マリオンが所在する地（千代田区有楽町2-5）に設立された「タクシー自働車株式会社」が、タクシーメーターを装備したT型フォード６台で営業を開始しました。全タク連では平成元年（1989年）にこの日を「タクシーの日」と定め、毎年、全国各地で多彩なキャンペーンを実施しています。

T型フォード

(注) タクシーの営業開始月が８月であることは確かですが、開始日については諸説あります。

8月5日はタクシーの日

広島

富山

北海道

熊本

埼玉

鹿児島

静岡

東京

タクシーの日の主な行事の状況（平成26年）

- 交通遺児育成基金等への寄付金（募金活動を含む）
- 交通安全グッズの贈呈及び配布
- 車椅子の贈呈
- 身体障がい児（者）を、タクシーによる日帰り旅行に招待
- 被爆者の原爆慰霊碑参拝の送迎
- 献血運動の実施
- 公共施設、タクシー乗り場などの清掃
- 抽選・クイズによる旅行・食事等への招待、旅行券、タクシー乗車券・クオカード等の贈呈
- 交通安全教室開催
- タクシー利用者懇談会の開催及びタクシーモニターの募集
- 新聞・ラジオ等による報道及び広報活動

検索サイト「全国タクシーガイド」開始

http://www.taxi-guide.jp

カンタン検索サイト

「全国タクシーガイド」のサービスを開始しました。3,360社を超えるハイヤー・タクシー事業者に関する日本最大規模の情報検索サイトです。利用者は、観光、福祉、育児支援、妊婦応援、タクシー代行などのサービスを行っている会社を、都道府県別に知ることができます。

遠方に急な出張！　**観光旅行の準備！**　**予定外の飲み会！**

タクシー情報が必要なシーンに、自宅から、職場から、出先から、即検索！

遠く離れて土地勘のない地域のタクシー会社（事業者）の情報も、全国タクシーガイドでわかりやすくご案内します。

目的をチョイス >>>>> 地域をチョイス >>>>> タクシー決定！

※実際の画面とは異なります。

外国人向けページ >for foreigners をクリックしてください。

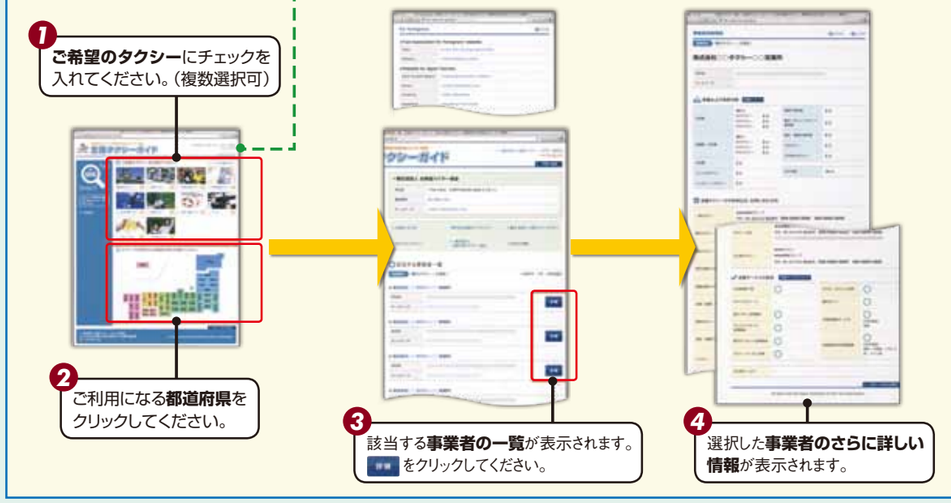

各県協会のホームページ

全タク連では定期刊行物の発行をはじめとして、ホームページにおいて各種資料の提供或いは情報公開に努めています。

また各都道府県ハイヤー・タクシー協会においてもホームページ或いは刊行物の発行などにより情報の提供を行っています。

全タク連HP **http://www.taxi-japan.or.jp**

都道府県協会一覧

※運輸局ブロックごとに色分けしています。

平成27年４月１日現在

団　体　名	所　在　地	電話･FAX
(一社)北海道ハイヤー協会	〒064-0808　札幌市中央区南八条西15-4-1	011-561-1171　FAX : 011-551-0161
(一社)青森県タクシー協会	〒030-0843　青森市大字浜田字豊田139-21　青森県交通会館	017-739-0545　FAX : 017-739-0448
(一社)岩手県タクシー協会	〒020-0891　紫波郡矢巾町流通センター南2-8-3　岩手県自動車会館	019-638-1761　FAX : 019-637-3109
(一社)宮城県タクシー協会	〒984-0002　仙台市若林区卸町東3-2-38	022-288-1113　FAX : 022-288-1114
(一社)秋田県ハイヤー協会	〒010-0962　秋田市八橋大畑2-12-53　秋田県自動車会館	018-864-1351　FAX : 018-864-1353
(一社)山形県ハイヤー協会	〒990-2161　山形市大字漆山字行段1422　山形県自動車会館	023-686-2505　FAX : 023-686-2503
(一社)福島県タクシー協会	〒960-8165　福島市吉倉字吉田40　福島県自動車会館	024-546-2028　FAX : 024-546-9845
(一社)茨城県ハイヤー･タクシー協会	〒310-0844　水戸市住吉町292-5　茨城県自動車会館	029-247-6602　FAX : 029-247-2114
(一社)栃木県タクシー協会	〒321-0169　宇都宮市八千代1-4-12　栃木県交通会館	028-658-2411　FAX : 028-659-4512
(一社)群馬県タクシー協会	〒379-2166　前橋市野中町588	027-261-2071　FAX : 027-263-0611
(一社)埼玉県乗用自動車協会	〒330-0063　さいたま市浦和区高砂3-10-4　八千代ビル	048-863-6431　FAX : 048-863-7833
(一社)千葉県タクシー協会	〒261-0002　千葉市美浜区新港212-2　千葉県交通会館	043-243-2460　FAX : 043-248-6306
(一社)東京ハイヤー・タクシー協会	〒102-0074　千代田区九段南4-8-13　自動車会館	03-3264-8080　FAX : 03-3221-7665
(一社)神奈川県タクシー協会	〒231-0066　横浜市中区日ノ出町2-130　神奈川県ハイヤータクシー会館	045-241-3577　FAX : 045-241-3581
(一社)山梨県タクシー協会	〒406-0034　笛吹市石和町唐柏1000-7　山梨県自動車総合会館	055-262-1212　FAX : 055-262-1213
(一社)新潟県ハイヤー･タクシー協会	〒950-0901　新潟市中央区弁天3-3-15　新潟県ハイ･タク会館	025-241-8677　FAX : 025-247-0655
富山県タクシー協会	〒930-0992　富山市新庄町馬場24-2　富山県自動車会館	076-423-0622　FAX : 076-423-0631
(一社)石川県タクシー協会	〒920-8203　金沢市鞍月2-1　石川県IT総合人材育成センター	076-254-1348　FAX : 076-268-1349
(一社)長野県タクシー協会	〒381-0034　長野市大字高田字高田沖359-3　長野県タクシー会館	026-227-7177　FAX : 026-228-9558
(一社)福井県タクシー協会	〒918-8023　福井市西谷1-1401　福井県自動車会館	0776-34-1722　FAX : 0776-34-1723
岐阜県タクシー協会	〒501-6133　岐阜市日置江2648-2　岐阜県自動車会館	058-279-3728　FAX : 058-279-3677
商業組合 静岡県タクシー協会	〒422-8004　静岡市駿河区国吉田2-4-26　静岡県自動車会館	054-261-1401　FAX : 054-261-1403
愛知県タクシー協議会		
愛知県タクシー協会	〒466-8558　名古屋市昭和区滝子町30-16　愛知県自動車会館	052-881-1315　FAX : 052-872-0968
名古屋タクシー協会	〒466-8558　名古屋市昭和区滝子町30-16　愛知県自動車会館	052-871-0601　FAX : 052-871-8715
(一社)三重県タクシー協会	〒514-0303　津市雲出長常町字六ノ割1190-1　三重県自動車会議所会館	059-234-8438　FAX : 059-234-8448
(一社)滋賀県タクシー協会	〒524-0104　守山市木浜町2298−4　滋賀県トラック総合会館	077-585-8261　FAX : 077-585-8262
(一社)京都府タクシー協会	〒612-8418　京都市伏見区竹田向代町51-5　京都自動車会館	075-691-6518　FAX : 075-682-5325
(一社)大阪タクシー協会	〒541-0059　大阪市中央区博労町2-2-13　大阪堺筋ビル	06-6125-5400　FAX : 06-6125-5445
(一社)兵庫県タクシー協会	〒650-0004　神戸市中央区中山手通6-1-34	078-341-6036　FAX : 078-341-5617
(一社)奈良県タクシー協会	〒639-1037　大和郡山市額田部北町981-8　奈良県自動車会館	0743-57-0073　FAX : 0743-23-1181
(一社)和歌山県タクシー協会	〒640-8342　和歌山市友田町3-64　和歌山県タクシー協会会館	073-422-3150　FAX : 073-422-3351
鳥取県ハイヤータクシー協会	〒680-0006　鳥取市丸山町246-10　(一社)鳥取県バス協会内	0857-24-4689　FAX : 0857-21-8670
(一社)島根県旅客自動車協会	〒690-0024　松江市馬潟町64-3	0852-37-0334　FAX : 0852-37-1158
(一社)岡山県タクシー協会	〒703-8286　岡山市中区旭東町2-10-8　岡山県タクシー会館	086-272-3451　FAX : 086-273-7475
(一社)広島県タクシー協会	〒733-0036　広島市西区観音新町1-7-71 広島県タクシー年金会館	082-233-9155　FAX : 082-293-9296
(一社)山口県タクシー協会	〒753-0821　山口市葵1-5-58　山口県自動車会館	083-922-5110　FAX : 083-922-4303
徳島県タクシー協会	〒771-1156　徳島市応神町応神産業団地1-6　徳島県自動車会館	088-641-4116　FAX : 088-641-4646
香川県タクシー協同組合	〒760-0065　高松市朝日町5-4-27　香川ハイタク会館	087-821-8513　FAX : 087-823-3617
愛媛県ハイヤー・タクシー協会	〒790-0067　松山市大手町1-7-4　伊予鉄大手町ビル	089-941-7481　FAX : 089-947-6721
高知県ハイヤー･タクシー協議会		
(一社) 高知県ハイヤー協会	〒781-5103　高知市大津乙1879-9　高知交通会館	088-866-6555　FAX : 088-866-6556
高知市ハイヤー協同組合	〒781-5103　高知市大津乙1879-9　高知交通会館	088-866-0520　FAX : 088-866-6741
(一社)福岡県タクシー協会	〒812-0014　福岡市博多区比恵町11-1　福岡タクシー会館ビル	092-474-8340　FAX : 092-474-8350
(一社)佐賀県バス･タクシー協会	〒849-0928　佐賀市若楠2-7-2　佐賀県交通会館	0952-31-2341　FAX : 0952-31-2342
(一社)長崎県タクシー協会	〒851-0103　長崎市中里町1576-6　長崎県自動車協会会館	095-838-2664　FAX : 095-839-8400
(一社)熊本県タクシー協会	〒862-0901　熊本市東区東町4-14-31　熊本県タクシー会館	096-368-4101　FAX : 096-365-5986
(一社)大分県タクシー協会	〒870-0907　大分市大津町3-4-13　大分県交通会館	097-558-5759　FAX : 097-558-5756
(一社)宮崎県タクシー協会	〒880-0925　宮崎市大字本郷北方字鵜戸尾2735-24	0985-51-8081　FAX : 0985-54-8320
(一社)鹿児島県タクシー協会	〒892-0836　鹿児島市錦江町11-49　鹿児島県タクシー会館	099-222-3255　FAX : 099-222-3653
(一社)沖縄県ハイヤー･タクシー協会	〒900-0021　那覇市泉崎2-103-4	098-855-1344　FAX : 098-853-5075

一般社団法人
全国ハイヤー・タクシー連合会
Japan Federation of Hire-Taxi Associations

発行人：富田昌孝
編集人：神谷俊広

〒102-0074　東京都千代田区九段南4-8-13　自動車会館３階
TEL. 03(3239)1531(代表)／FAX. 03(3239)1619
URL：http://www.taxi-japan.or.jp
E-mail：info@taxi-japan.or.jp